

ふくい多文化共生推進応援金 募集要項

1 募集目的

外国人県民も安心して暮らせる環境づくりや、心の通い合う共生の地域づくりを進める関係機関・民間支援団体を支援することで、県全体の多文化共生推進の底上げを図る。

2 事業主体等

- (1) 事業主体 福井県（以下、「県」という。）
- (2) 採択審査 ふくい多文化共生推進応援金審査委員会（以下、「審査委員会」という。）

3 応募資格

次の（１）～（８）をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に活動の拠点をもつ構成員２名以上の団体（グループや運営委員会等を含む）であること。（※法人格の有無は問わない。）
- (2) 「ふくい多文化共生ネットワーク」に登録していること。
- (3) 事業を確実に遂行する能力・体制を有し、事業に関する的確な実績報告ができること。
- (4) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。
- (5) 宗教的活動または政治的活動を目的としないこと。
- (6) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体でないこと。
- (8) 県からの照会や連絡に対し、速やかな連絡や回答ができる体制を有すること。

4 対象となる事業

次の（１）～（６）をすべて満たす事業とする。

- (1) 福井県多文化共生推進プランの実行に資する活動であること。
- (2) 3 に掲げる応募資格を満たす団体にとって、新たな活動であること。継続活動の場合は、従来の活動と比較し、新たに開始した活動であることが明確に区分できる内容であること。（※継続活動の場合、採択以前の活動と比較し、新たな活動の部分に係る経費のみが対象となる。）
- (3) 1 団体につき 1 件のみ応募していること。
- (4) 応募団体が自ら企画、主催する事業で、その事業内容等が具体化していること。
- (5) 以下の項目に該当しない事業であること。
 - ・単なる公演、鑑賞等を目的として行う事業（コンサートやショー、展覧会等）
 - ・国や県または市町が主体となって行う事業
 - ・政治活動、宗教活動または営利を目的とする事業
 - ・参加者を特定団体の会員などに限定して行う事業およびその他の公開性を欠く事業
 - ・事業の大半を外部機関に委託して行う事業およびその他申請団体の主体性を欠く事業

※委託料が総事業費の1/2以上となる事業は支援の対象としない。

- ・ 県や県の事業を実施する団体の制度で他に補助金や助成金等を受ける事業

※ただし、当該補助金等が多文化共生に関するものである場合には、補助金と異なる経費であり、明確に区分できる場合には対象とする。

- ・ 同一年度内に県が実施する他の公募型事業（県民ワクワクチャレンジプランコンテスト等）に採択された団体が行う事業
- ・ 過去、ふくい多文化共生推進応援金に採択された団体が行う採択事業以外の事業

5 支援金の交付

6に定める審査により選定された者（以下「採択者」という。）に支援金を交付する。

支援金の額は、1者につき1年間あたり30万円または自己負担額（※）のいずれか少ない額を限度とし、令和5年度の全採択者に対する支援金の交付総額は300万円以内（令和3年度採択団体（4団体）および令和4年度採択団体（3団体）の継続支援分も含む）とする。

採択事業に対する支援金の交付は採択年度から最長3年までとする。ただし、毎年度の当該予算の成立を前提としているため、これらの内容と異なる場合がある。

なお、採択者数や各採択者への支援金額は審査委員会により決定する。

※「自己負担額」とは総事業費から他の助成金や交付金、協賛金、参加者からの徴収する費用等を除き、事業実施主体が負担をしなければならない費用を指す。

6 申請手続き

(1) 応募期間、応募書類、提出部数

【令和3年度および令和4年度採択者】

ア 応募期間

令和5年5月1日（月）～6月2日（金）午後5時15分《必着》

イ 応募書類

- ・ 事業計画書（様式1）

※令和3年度・令和4年度採択時より計画に変更がある場合には、その旨がわかるように記載すること。

ウ 提出部数

1部（提出された書類は返却しない。）

【令和5年度新規応募者】

ア 応募期間

令和5年5月1日（月）～6月14日（水）午後5時15分《必着》

イ 応募書類

- ・ 事業計画書（様式1）※5か年計画（応援金の期間終了後も持続できるかどうかの確認をする。）
- ・ 申請者概要調（様式2）

- ・収支予算書（様式3）
- ・団体メンバー表（様式4）
- ・その他参考となる書類（様式任意）

ウ 提出部数

1部（提出された書類は返却しない。）

(2) 書類の提出方法

以下のア、イのいずれかの方法による。

ア 電子メールによる提出

下記(4)書類の提出先のメールアドレス (tabunkakyosei@pref.fukui.lg.jp)宛に提出すること。

なお、「その他参考となる書類」でメールでの提出ができないものは、郵送により提出すること。(応募書類受領後、3営業日以内に県国際経済課から書類受領した旨の連絡を行う。)

また、応募期限内に提出したにも関わらず受領した旨の連絡がなかった場合は、メールシステムトラブル等が考えられるため、6月21日(水)までにメール送信履歴等送付日時の分かる証拠書類を添え、再度提出すること。

イ 郵送または持参による提出

- ・郵送の場合は、募集期間最終日の午後5時15分必着
- ・持参による受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く。)

(3) 様式の入手方法

各様式は、県国際経済課または福井県国際交流会館で配布するほか、下記のホームページに掲載しているデータをダウンロードすること。

県国際経済課ホームページ

(URL: <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kokusai/2021ouenkin.html>)

(4) 書類の提出先・問い合わせ先

県国際経済課 国際交流・多文化共生グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

E-mail: tabunkakyosei@pref.fukui.lg.jp

TEL: 0776-20-0752

※問い合わせのあった事項のうち、他の申請(予定)者にも共有すべき事項については県国際経済課のホームページ上にて公表する。

7 審査・選定方法

【令和3年度および令和4年度採択者】

(1) 審査

6に定める応募書類の内容をもとに審査を行う。令和3年度および令和4年度採択時の計画から変更がある場合には追加の書類を求める場合がある。なお、採択時の活動趣旨が変わってしまう

ような計画変更は認めない。

(2) 審査結果の通知

上記(1)に定める審査後、審査の結果を応募者に書面により通知する。

【令和5年度新規応募者】

(1) 審査および選定

6に定める応募書類および下記7(3)により開催する審査会でのプレゼンテーションの内容をもとに、審査を行い、支援事業を選定する。

なお、応募者が多数の場合は、応募書類による事前審査を行い、審査会に進む団体を選定する。

(2) 審査委員会

採択事業の審査および選定は、県国際経済課が別途定める審査委員会が実施する。

(3) 審査会の開催

応募書類に記載された事業内容の確認および応募者との質疑応答を行うため、以下のとおり審査会を開催する。

なお、応募者は審査会に必ず出席し、応募事業の内容を発表し、審査委員との質疑応答に対応すること。

- ・開催日時 **令和5年7月9日(日)(予定)**
- ・会場 福井市内
- ・内容 各応募者による事業計画の概要や特徴の発表
(PowerPoint または紙資料で説明)
審査委員との質疑応答
※時間や会場などの詳細は別途通知する。

(4) 審査基準

ア 事業の重要性・必要性

- ・地域の課題やニーズを的確に把握した事業であること
- ・福井県多文化共生推進プランの趣旨に則していること

イ 事業の独自性・先進性

- ・新しい取り組みなどの創意工夫がされていること
- ・タイムリーな内容が盛り込まれているなど、進取的、意欲的な取組みであること
- ・単に発表や展示、鑑賞や視察だけの事業ではなく、事業参加者との双方向的な交流がなされており、能動的な関わりがあること

ウ 事業の効果、成果の活用、他団体の模範

- ・県内の多文化共生推進の波及効果が高いこと
- ・地域の課題がどう解決、改善されるかが明確に認識されていること
- ・継続的にその効果の波及が期待できること

エ 事業の適正性・実現性・持続性

- ・予算の設定が過大なものでないこと

- ・実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられていること

(5) 審査結果の通知

上記7(3)に定める審査会の実施後、審査の結果を応募者に書面により通知する。

(6) 審査内容等

審査委員会の議事内容や審査委員個人の評価点数等は公表しないものとする。また、審査委員は審査会当日まで非公表とする。

8 支援金等の支払い

採択グループは採択決定後速やかに、以下の書類を県に提出すること。

- ・支援金交付申請書(様式5)
- ・支援金交付請求書(様式6)

9 活動状況報告、成果報告等

7に定める選定方法により採択された事業の活動状況や成果を広く県民に公表するため、採択者は以下の(1)～(3)のとおり、活動状況の報告および成果報告を行うこと。

また、採択者は事業実施途中または採択年度以降においても、県からの活動状況の確認や資料提供の依頼に協力するとともに、報道機関等からの取材に積極的に協力すること。

(1) 事業実施前

事業を実施する日時や場所、内容などが決定次第、具体的な実施内容が分かるチラシなどの資料を県に提出すること。

(2) 事業実施中

事業に関する活動状況等を、随時、「ふくい多文化共生ネットワーク」にて公表すること。

採択者が開設し、一般公開されているホームページやSNS(Facebook、twitter等)がある場合には実施状況を公に発信すること。

(3) 事業年度終了後30日以内に、事業報告書(様式7)および収支決算書(様式8)を各1部県に提出すること。

10 支援金の返還

次に掲げる場合は、支援金を返還させることがある。

- (1) 事業の内容を誠実に履行しない場合
- (2) 事業の実施を中断する場合
- (3) 応募書類の記載事項や審査会での説明に虚偽および重大な誤りがあった場合
- (4) 本募集要項に定める事項を遵守しない場合
- (5) その他支援金の返還が適当と県国際経済課長が認める場合

11 その他留意事項

- (1) 県以外の他の制度で補助金や支援金等を受ける場合にも、本事業の支援対象とする。ただし、総事業費から他の制度で支援を受ける金額を除いた額を支援金額の上限とする。
- (2) 7により選定された事業実施にあたっては、採択者が作成するチラシやホームページ等において、本事業の採択を受けて実施していることを明示（記載例：「ふくい多文化共生推進応援金採択事業」）するとともに、報道機関等の取材の際にも本事業の採択を受け実施していることに言及すること
- (3) 7により選定された事業実施にあたっては、法令、条例、規則等を遵守すること
- (4) 申請が不採択または申請額に対して交付決定金額が減額になる場合もあるため、余裕のある資金計画のもとで事業を行うこと。
- (5) 本事業は採択者が自ら行う活動する支援するものであり、支援金以外の県および県関係機関からの支援または協力を前提とした事業としないこと。
- (6) 支援対象となった事業の実施状況等について、随時調査を行う場合があること。
- (7) 応募のあった事業については採択・不採択に関わらず、団体名や事業名、事業内容等を国際経済課 HP やふくい多文化共生ネットワーク等において公表する。また採択事業については事例共有も兼ねた報告会を実施する予定であるため必ず出席すること。
- (8) 次年度以降の支援については予算の成立が前提となっているので、変更が生じる可能性があること。
- (9) この要項に定めがない事項は、県の指示に従うこと。